

農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出整備事業） 【定住促進・交流対策型】

市町村等が作成する農山漁村活性化計画に基づき、農山漁村への定住や都市と農山漁村との交流促進による地域活性化のために必要な事業（ハード整備）に対して支援。



事業実施までの流れ

計画主体による
活性化計画の作成※1

交付
決定

実施主体による
施設建築

施設
完成

製造・販売等
開始

※1：活性化区域（活性化計画において活性化させる範囲）を設定します。

完成した施設は実施主体の財産となります。

交付条件

- 実施主体：市町村、都道府県、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、計画主体が指定した者（民間企業等）※2 等
- 計画主体：市町村、都道府県
- 補助率等：1／2等、上限国費4億円（下限なし）
- 活性化区域※3：①市街化区域以外であること、又は用途地域以外であること
②活性化区域に対する農林地の占める割合がおおむね80%以上の地域（又は漁港と一体的に発展した地域）であること
③活性化区域の全就業者数に対する農林漁業従事者数の割合がおおむね5%以上の地域であること

※2：民間企業等、農林漁業者等が組織する団体等 ※3：②、③はいずれかを満たしていれば可

活用のポイント

- ◆地方自治体はもちろん、民間企業による事業実施も可能
- ◆民間企業が事業を実施する場合、地方自治体の事業費負担は任意（負担なしも可）
- ◆民間企業が所有する施設を整備対象とすることも可能
- ◆使用しなくなった学校や幼稚園などの既存施設を活用した事業も可能

自治体

- ・民間企業と協力して、地域を活性化させたい
- ・財源不足のため、民間企業への金銭的支援が難しい
- ・使わなくなった施設を有効活用したい



民間企業

- ・農林水産物の加工販売によって売上を上げたい
- ・できるだけコストを抑えて新事業を立ち上げたい
- ・交付金による支援後も自社財産として管理したい

お問い合わせ先一覧

農政局等 (所在地)	窓口	連絡先	対象(管轄)地域
東北農政局 (宮城県仙台市)	農村振興部 地域整備課	電話) 022-221-6293	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県
関東農政局 (埼玉県さいたま市)	農村振興部 地域整備課	電話) 048-740-0510	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、 長野県、静岡県
北陸農政局 (石川県金沢市)	農村振興部 地域整備課	電話) 076-232-4726	新潟県、富山県、石川県、福井県
東海農政局 (愛知県名古屋市)	農村振興部 地域整備課	電話) 052-223-4639	岐阜県、愛知県、三重県
近畿農政局 (京都府京都市)	農村振興部 地域整備課	電話) 075-414-9553	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県
中国四国農政局 (岡山県岡山市)	農村振興部 地域整備課	電話) 086-224-4511	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、 山口県、徳島県、香川県、愛媛県、 高知県
九州農政局 (熊本県熊本市)	農村振興部 地域整備課	電話) 096-300-6510	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、鹿児島県
内閣府沖縄総合事務局 (沖縄県那覇市)	農林水産部 農村振興課	電話) 098-866-1652	沖縄県※1
農林水産省農村振興局 (東京都千代田区)	地域整備課 活性化支援班	電話) 03-3501-0814	北海道※2

※1 沖縄県は沖縄振興公共投資交付金において実施しています。

※2 北海道にかかるお問い合わせは、農林水産省農村振興局で受け付けています。

農山漁村の活性化に向けた情報については、Webサイトでもご覧いただけます。

農林水産省 農山漁村活性化のページ

<https://www.maff.go.jp/j/kasseika/index.html>